鎌倉市介護職体験プログラムの実施に係る協定書（学校）

鎌倉市（以下「市」という。）と　　　　　（以下「学校」という。）は、市が「鎌倉市介護職体験プログラム実施要綱」に基づき実施する介護職体験プログラム（以下「プログラム」といい、これに参加する学生のことを「参加者」という。）について、学校が設置運営する

　　　　　に所属する学生に参加する機会を提供することに関し、次のとおり合意したので、本協定を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、プログラムへの参加を通じて、鎌倉市の介護保険事業及び介護職に対する理解促進や魅力向上、やりがいの気づき、不安払拭等のため、介護の現場を体験する機会を提供し、介護福祉に関する人材育成及び確保に寄与することを目的とする。

（プログラムの内容）

第２条　プログラムの内容は、次のとおりとする。なお、実施日は、いずれも原則として土日祝日を除き、実施時間は、１日あたり８時間以内で市の指定する時間とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 参加者の受入先 | プログラムの内容 |
| 市が指定する市内の介護保険事業所等（以下「事業所等」という。） | 介護サービスの実施の補助等 |

（本協定の有効期間）

第３条　本協定の有効期間は、締結の日から令和　年　月　日までとする。

２　本協定を解約するときは、市、学校双方が協議して決定する。

（プログラムの実施期間等）

第４条　プログラムの実施期間その他の詳細については、事業者の意向も考慮し、市、学校双方が協議して決定する。

（プログラムの申込手続き等）

第５条　学校は、市に対し、必要事項を記入した鎌倉市介護職体験プログラム申込書（第１号様式）を市に提出する方法により、プログラムへの参加を申し込む。

２　前項の申込みの後、市は、学校との協議を経て、プログラムの受入れの可否を決定し、その結果について、鎌倉市介護職体験プログラム実施決定通知書（第２号様式）を学校に送付する方法により通知する。

（参加者に対する事前指導）

第６条　市は、学校に対し、プログラムの実施方法等について事前に連絡するものとし、学校は、その連絡内容に基づき、参加者に対し、事前に必要な説明及び指導を行うものとする。

（参加者の身分）

第７条　参加者は、学校の学生としての身分を有し、市の職員又は事業所等の従業員（以下「市の職員等」という。）の身分を有しない。

（誓約書及び服務規程等の遵守）

第８条　学校は、参加者に対し、市の職員等の指導及び指示に従うとともに、鎌倉市介護職体験プログラム申込書（第１号様式）記載の誓約書及び事業者が定める服務規程等を遵守させる義務を負わせるものとする。

（プログラムの中止）

第９条　市は、市又は事業所等の業務に支障を来すと市の職員等が認めた場合、参加者が市の職員等の指示又は指導に従わない場合、参加者が前条の誓約書及び服務規程等に違反したと市の職員等が認めた場合、その他プログラムを継続することが困難であると市の職員等が認めた場合は、当該プログラムを直ちに中止することができる。

（賃金等）

第１０条　市及び事業者は、参加者に対し、賃金、報酬、手当、交通費等その他一切の金品を支給しない。

（損害額の負担）

第１１条　学校は、プログラム期間中に参加者が、その責に帰す行為により市に損害を与えた場合は、市と協議の上、損害相当額を支払うものとする。ただし、その損害額が保険で補填される場合は、その額を損害額から控除する。

２　参加者が事業所等に損害を与えた場合は、事業者と学校が協議の上、損害相当額を支払うものとする。

（プログラム中における事故等への対応等）

第１２条　学校は、参加者について、プログラム中の事故等に備えて、傷害保険及び損害賠償責任保険に加入させなければならない。

２　学校及び参加者は、プログラム中の事故及びプログラムの受入先と往復途上における事故については、学校及び参加者は自らの責任において対応し、かつ、負担しなければならない。

３　市は、参加者のプログラムにおける安全の確保について、適切な配慮をしなければならない。

４　市は、参加者が第三者に与えた損害等に関して、一切の責任を負わないものとし、その損害等について、市が当該第三者に対して賠償責任を負うこととなった場合は、 学校及び参加者は、市に対し、連帯して、その損害等を補填しなければならない。

（市の禁止事項）

第１３条　市は、参加者に対し、採用を確約し、又はプログラムにおける就業体験が市の採用試験において有利な事情として考慮される旨の説明を行ってはならない。

（実施結果の報告）

第１４条　市は、プログラム期間終了後１４日以内に、鎌倉市介護職体験プログラム実施報告書（第６号様式)を作成し、学校にこれを送付して報告するものとする。

（その他）

第１５条　本協定書に定めのない事項又は本協定書に疑義が生じた事項については、市、学校双方協議のうえ、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、市、学校それぞれ１通を保管するものとする。

令和　　年　　月　　日

鎌倉市御成町18番10号

鎌倉市長 松尾　崇

学校住所

学校名

代表者名